

県内企業多角化・新展開応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、県内企業多角化・新展開応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「県内中小企業者等」とは、鳥取県内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に該当する個人事業主又は会社、同条第6項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。）をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、新型コロナウイルス感染症まん延の長期化に伴い経営的影響を受けた中小企業者等が、事業を継続し持続的に発展させるために、新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取組を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表2の第2欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第1欄の補助対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、補助金の額が同表の第5欄に定める額を下回る場合は対象としない。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表1に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表2の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。また上限は同表の第4欄に掲げる額とする。）とし、補助対象期間は同表の第6欄に定めるものとする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。また、補助対象経費のうち、委託に係る経費については、県内の中小企業者等が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式1号及び2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更
 - (3) 本補助金の中止及び廃止
- 2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号及び第5号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 補助事業者への補助金の支払いは、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が希望する場合、知事は補助金の概算払を行うことができるものとし、その金額は、交付申請額の2分の1以内の額（千円未満切り捨て）とする。
- 3 知事は概算払による本補助金の支払いを行うときは、様式第9号によりあらかじめ通知するものとする。
- 4 知事は、第2項の規定による概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。

- 5 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第7号の概算払請求書、様式第8号の経費支出計画書及び概算払する口座の通帳の写しを知事に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるものとする。

- 3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助対象経費		内 容
事業区分	費目	
F S 調査費	マーケティング戦略費	市場・競争環境の調査またはマーケティング戦略（製品、価格、流通、プロモーション戦略）構築又は事業実施方法転換等への助言を外部専門家へ依頼する経費
商品開発費・事業転換に要する経費	機械器具費	機械器具及び消耗品の購入、借用に要する経費
	原材料費	原材料又は副資材の購入に要する経費
	技術指導費	外部専門家からの技術指導、新商品（役務）のブランディング・プロデュースに係る指導に要する経費
	外注費	開発、設計、試作、改良、デザイン、評価、テストマーケティング、事業実施方法の転換等を外部に依頼するために必要な経費
	開発・事業転換費	新商品（役務）開発、事業実施転換検討を自社で行う経費
	産業財産権導入費	必要な産業財産権を導入するための経費
人材育成費	教材費	教材の作成、購入又は借用に要する経費
	受講・講師料	研修の受講、研修の対価として講師に支払われる経費
販路開拓費	会場整備費	展示会・イベント等の会場の装飾等に要する経費
	保険料	展示品等への保険に要する経費
	通訳翻訳料	展示会・イベント等での通訳又は資料等の翻訳に要する経費
	出店登録料	インターネット上の仮想商店へ出店する際の基本登録料
	営業代行料	販路開拓を外部専門家に依頼するために必要な経費
	広告宣伝費	ホームページ、チラシ、パンフレット等のPRツールの作成・改訂または広告掲載に要する経費
共通経費	旅費交通費	外部専門家等の移動に要する経費
	会場借料	会議、展示会・イベント等の会場費・場所代として支払われる経費
設備導入費	設備導入費	事業計画の実施に必要な建物、設備（機械装置、工具器具、備品、システム）の県内事業所への導入費（購入、新增設、改修、リース費用等）
その他の費用	その他、事業の多角化、新規事業分野への進出、事業実施方法の転換に要する費用で商工労働部長が必要と認めるもの	

※ 消費税及び振込手数料については、補助対象経費から除くものとする。

※ 事業実施につき付随的に支出する消耗品費は対象外とする

別表2（第4条関係）

1 補助対象事業者	2 補助対象事業	3 補助率	4 限度額	5 下限額	6 補助対象期間
<p>次に掲げる事項すべてを満たす事業者</p> <p>(1) 申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上高の合計が、平成31年1月以降の同3か月の売上高の合計と比較して30%以上減少していること</p> <p>(2) 中小企業者又は商工労働部長が特に必要と認めた者であること</p> <p>(3) 鳥取県内に主たる事業所を有していること</p>	<p>次に掲げる(1)～(4)のいずれかに該当するものであって、かつ(5)に該当するもの</p> <p>(1) 事業実施方法の転換（感染症防止対策又は既存事業の拡大に止まるものを除く）</p> <p>(2) 新分野への進出</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発</p> <p>(4) その他商工労働部長が特に必要と認めたもの</p> <p>(5) 次に掲げるいずれかに該当しないこと</p> <p>ア 政治、宗教又は選挙活動に関わる事業</p> <p>イ 公序良俗に反する事業</p> <p>ウ その他補助金を交付することが適切でないと認められる事業</p>	<p>1/2</p>	<p>100万円</p>	<p>25万円</p>	<p>交付決定日から令和5年2月28日まで（令和3年1月2月31日までに交付申請が行われたものは、交付決定日から令和4年2月28日まで）</p>

補助事業（変更）実施計画書

1 実施主体の概要

企業名	
代表者職・氏名	
住所	
電話番号・ファクシミリ	
担当者職・氏名	
メールアドレス（担当者）	
業種	
資本金・出資金（千円）	
従業員数（代表者を除く）	人
誓約事項 ※誓約する場合は、各項目の成約欄に○を記載すること。	補助金申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。
	誓約 項目
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 売上状況

直近1年のうち任意の3月の売上		過去の同月の売上		差引額
年	円	年	月	円
月				
年	円	年	月	円
月				
年	円	年	月	円
月				
計	A: 円	計	B: 円	B-A 円
減少幅				%減

3 事業の概要

事業期間	開始	交付決定の日	終了	年 月 日 ※最長令和5年2月28日まで
他の補助金の活用 ※いずれかに○を記載	有	補助金等名称		
		事業内容		
		問合先		
		問合先電話番号		
	無			

5 実施内容

<p>(1) 実施区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施方法の転換 ・ 新分野への進出 ・ 感染症対策新商品・新サービスの開発 ・ その他 () <p>※いずれかを○で囲んでください。</p>
<p>(2) 現在の事業実施内容</p>	
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症拡大後に生じた課題</p>	
<p>(4) 課題を克服のために実施する事業</p>	
<p>(5) 事業実施による効果の見込み</p>	

補助事業（変更）収支予算書

1. 収入の部

（単位：円）

科目	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

（単位：円）

経費内容	発注先／所在地	補助事業に要する経費	補助対象経費 <small>※消費税を除く</small>	負担区分	
				補助金負担	自己負担
				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
小計（※補助率1/2）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

※千円未満切り捨て

- （注）
- 1 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 - 2 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限り。
 - 3 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 - 4 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない）

県外発注理由書

事業区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注で無ければな らない理由

様

職氏名



県内企業多角化・新展開応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県内企業多角化・新展開応援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年4月鳥取県規則第 22 号。以下「交付規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、交付規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の補助対象経費の額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 補助対象経費の額 金 円
(2) 交 付 決 定 額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、県内企業多角化・新展開応援補助金交付要綱（（決裁の日）付第202000277201号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第8条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、交付規則及び要綱の規定に従わなければならない。

補助事業実施報告書

1 実施主体の概要

企業名	
代表者職・氏名	
住所	
電話番号・ファクシミリ	
担当者職・氏名	
メールアドレス（担当者）	
業種	
資本金・出資金（千円）	
従業員数（代表者を除く）	人

5 実施内容

事業期間	開始	交付決定の日	終了	年 月 日 ※最長令和4年3月31日まで
（1）実施区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施方法の転換 ・ 新分野への進出 ・ 感染症対策新商品・新サービスの開発 ・ その他（ <div style="text-align: right;">） ※いずれかを○で囲んでください。</div>			
（2）事業実施状況				
（3）事業実施による効果の見込み				

※添付書類： 事業の実施状況が分かるもの（成果物、購入物品、導入設備の写真等）

補助事業収支決算書

1. 収入の部

(単位：円)

科目	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
補助対象経費計		

2. 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先／所在地	補助事業に要する経費	補助対象経費 <small>※消費税を除く</small>	負担区分	
				補助金負担	自己負担
				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
				/	/
小計（※補助率 2/3）		()	()	()	()
				<small>※千円未満切り捨て</small>	

- (注)
- 1 委託費及び工事費のうち、補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
 - 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
 - 3 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない）

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名 印

令和2年度仕入控除税額確定報告書

県内企業多角化・新展開応援補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
 - (1) 補助金の確定額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
 - (2) 補助対象経費の額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）
金〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金〇〇〇〇〇〇〇〇円
- 4 補助金返還相当額（3-2>0の場合）
$$(3-2) \times \frac{1の(1)}{1の(2)}$$
 金〇〇〇〇〇〇〇〇円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
名 称

代 表 者 職

代表者氏名

印

県内企業多角化・新展開応援補助金に係る概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた県内企業多角化・新展開応援補助金について、
県内企業多角化・新展開応援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

補助対象経費額	円
概算払希望額	円
支払希望時期	令和 年 月 日頃
概算払を希望する理由	
口座情報	銀行名： 支店名： 種 別： 普通 ・ 当座 口座情報：(店番) _____ (口座番号) _____ 口座名義(フリガナ)： _____ ※請求者と口座名義人が異なる場合には、以下にもご記入ください。 請求者と口座名義人が異なっていますが、以下の者に受領を委任します。 受任者氏名・住所(口座名義人) _____
添付書類	・ 様式第8号 経費支出計画書

第 号
令和 年 月 日

（企業名）
（代表者氏名） 様

鳥取県知事 平井 伸治

県内企業多角化・新展開応援補助金概算払通知

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付 第 号で変更承認通知）をした本補助金について、下記のとおり概算払をしますので、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）第 19 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 概算払額 | 円 |
| 3 | 残額 | 円 |